

規約(案)

第一章 總則

第一條 本會は 本市に置き支部を各所に置く。

第二條 本會は宣言、綱領、主張、決議の貫徹を目的とする。

第二章 組織

第三條 本會は八幡製鐵所(日本製鐵株式會社)の職工職夫を以て組織す。

第四條 本會は二百名以上の會員を有するところに支部を置く。但し支部の設置は執行委員會の協賛を経るものとする。

第三章 機關

第五條 本會に左の機關を置く。大會、役員總會、理事會、支部長會議、執行委員會、統制委員會、相談役會、會計審査委員會。

第六條 大會は本會の最高決議機關にして毎年一回會長之を召集す。但し役員總會が必要と認めたる時及び會員總數の三分の一以上の要求ありたるときは臨時大會を召集するものとする。

大會は正副會長、主事、書記長、會計監督、執行委員、統制委員、相談役、支部長、會計審査委員、理事、並に大會代議員を以て構成す。

大會代議員の選出比率は毎回會費完納會員數に應じて執行委員會に於て之を定む。

大會の議長は會長之に任ず。役員總會は大會に次ぐ重要決議機關にして本會の全役員を以て構成す。

第七條 理事會は役員總會に次ぐ決議機關にして理事以上の役員を以て構成す。

第八條 理事會は役員總會に次ぐ決議機關にして理事以上の役員を以て構成す。

第九條 支部長會議は、理事會に次ぐ決議機關にして理事會、役員總會より構成す。但し補欠役員は任期は選任の日より次期大會までとする。

第十條 執行委員會は本會の執行機關にして正副會長、主事、書記長、會計監督、執行委員並に統制委員を以て構成し、大會、役員總會、理事會に對して責任を負ふものとする。

第十一條 統制委員會は會員並に機關を統制し統制委員を以て構成す。統制委員は統制委員長之を召集し、統制委員會の議長は統制委員長之に當る。

第十二條 相談役會は本會の諮問機關にして相談役を以て構成し、會長之を召集す。

第十三條 會計審査委員會は會計監督、會計審査委員を以て構成し、會計に關する審査に當る。

第十四條 本會各機關の議長は構成員の過半数の賛同を以て決定す。但し可否同數なる時は議長之を決す。

第十五條 役員總會、理事會、支部長會議、執行委員會は會長之を召集し主事を以て議長とする。

第十六條 本會に顧問を置くことを得。

第十七條 本會の目的を達成するために左の部門を置く。組織部、調査部、情報部、宣傳部、外交部、政治部、辯論部、講演部、教育部、機關紙部、出版部、事業部、共済部、婦人部、争執部、國際部、專門部門は部長、主任、部員を以て構成し細則に就いては執行委員會に於て別に定む。

第四章 役員

第十八條 本會に左の役員を置く。會長(一名)、副會長(二名)、主事(二名)、書記長(一名)、會計長(一名)、會計(三名)、會計監督、部門部長、執行委員、統制委員、相談役、支部長、理事、評議員、會計審査委員。

員委員(各若干名)

第十九條 會長は本會を統轄し會務の一切の責に任ず。副會長は會長を輔佐し會長事故ある時は之に代行す。

主事は會長の指示を受け會務を處理す。書記長は本會の事務を處理す。會計長は本會の金繰出納並に財産管理に關する一切を處理し、その責に任ず。

會計監督は本會の會計並に財産管理に關する一切を監査す。部門部長は本會の各種機關と協力し、部員を統轄して所屬専門事項を處理す。

執行委員は支部を補佐し會員一般の意思を代表して會務を執行す。支部長は支部一切の事務を統轄し支部の發展を圖る。

理事は中堅として本會の發展強化の任に當る。評議員は理事を助け會と會員の連絡に任ず。

統制委員は統制委員長を補佐し、會員並機關を統轄し本會の組織の擴充並に内部融和に任ず。執行委員會に参加して發言、決議し得るものとする。

相談役は會長の諮問に應ず。會計審査委員は會計審査委員長を補佐し、本會一切の會計を監査す。

顧問は本會の一切の會議に参加して意見を開陳するを得。

第二十條 本會の役員を左の如く選任す。會長、副會長、主事、書記長、會計長、會計監督、部門部長は執行委員より互選す。

支部長、理事、評議員並會計審査委員は各支部に於て選出され、執行委員の承認を要するものとする。但しその選出比率は會費完納會員數に應じて執行委員會に於て之を定む。

會計審査委員長は會計審査委員より互選す。顧問、相談役は大會に於て推薦す。

第二十一條 本會の役員は任期は大會より次期大會までとする。但し再選を防げず。

第二十二條 役員に欠員を生じたときは執行委員會の決議を以て

第五章 入會脱會並に會員の權利義務

第二十三條 本會會員は左の義務を有す。本會の宣言、綱領、主張、規約を承認して本會の統制に服す。毎月規定の會費を納入す。

第二十四條 本會會員は左の權利を有す。所定の手續を経て本會各種事業の特典を享有す。本會機關紙の配布を受く。

第二十五條 本會會員にして左の各項に該當するものは執行委員會を通じて役員總會の決議を以て除名す。第二十三條に反して規定の義務を負はざるもの。

第二十六條 本會の名稱を汚し統制を亂すもの。故なくして會費滞納三ヶ月に及ぶもの。

第二十七條 本會を脱會せんとするものは所屬支部長を通じて脱會理由を詳細せる脱會届を執行委員會へ提出すべし。

第二十八條 本會を脱退し、又は除名されたものは本會の財産上に對する返還の要求に應ぜざるものとする。

第六章 會計

第二十九條 本會の費用は會費、寄附金、並に事業部収益を以て之に充つ。

第三十條 會費は會員一名に就き一月金十錢也とする。但し一應納入の會費は如何なる場合と雖も返還せざるものとする。

第三十一條 本會の收入並支出の豫算、決算は大會の協議承認を要す。第三十二條 本會の會計事務は毎月一回執行委員會へ上提し、その決定は會計審査委員會の承認を求むべきものとする。

第七章 附則

第三十二條 本規約は昭和八年八月二十六日より施行す。

第三十三條 本規約の改正は大會の三分の二以上の賛成を要す。第三十三條 支部準則は別に定む。